

## 都市計画法に基づく開発行為の許可権者

指定都市、中核市及び特例市の区域以外の開発行為の許可権限は、基本的には知事にありますが、一部の開発行為許可事務は、下記の表のとおり開発行為の行われる土地の所在地の総合振興局長、振興局長又は権限移譲市町村長が行うこととされています。

区分		許可権者		権限移譲市町村 の市町村長	総合振興局長等	知事	備考	
		権限移譲市町村 の区域	その他の区域					
線引き都市 計画区域	市街化区域	権限移譲市町村の区域 <small>(※1)</small>		○	—	—	<small>※1</small> 権限移譲市町村 (小樽市、室蘭市、 釧路市、帯広市、 北見市、網走市、 苫小牧市、稚内市、 江別市、士別市、 名寄市、千歳市、 深川市、富良野市、 登別市、恵庭市、 伊達市、北広島市、 石狩市、北斗市、 松前町、福島町、 七飯町、森町、 八雲町、長万部町、 奥尻町、せたな町、 島牧村、東神楽町、 美瑛町、上富良野町、 剣淵町、 苫前町、厚真町、 白老町、音更町、 芽室町、幕別町、 釧路町) ※波線は線引き市町村	
		その他の区域		—	○	—		
	市街化調整区域	34条1～13号	権限移譲市町村の区域 <small>(※1)</small>		○	—		—
			その他の区域		—	○		—
	34条14号	権限移譲市町村の区域 <small>(※1)</small>		○ <small>(※2)</small>	—	○ <small>(※3)</small>		
		その他の区域		—	○ <small>(※2)</small>	○ <small>(※3)</small>		
	非線引き都市 計画区域、準 都市計画区域 、都市計画区 域外の区域	権限移譲市町村の区域 <small>(※1)</small>		○	—	—		
		その他の区域		—	○	—		

注1) 付議基準は北海道開発審査会付議基準をいう。

注2) 許可権者が総合振興局長等のもののうち、開発区域の面積が50ha以上のものは知事許可。

注3) 指定都市である札幌市、中核市である旭川市及び函館市の区域内においては、それぞれの市の市長許可となります。

※北海道建設部まちづくり局都市計画課発行「都市計画法による開発許可制度の手引 令和3年(2021年)4月改訂版」より抜粋

(北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係)